

◆吉沢章子 委員 おはようございます。私は、通告いたしましたとおり、一問一答で3項目質問をいたします。1問目はCSRによる入札制度について財政局長に、2問目は稲田登戸病院について健康福祉局長に、3問目は水害対策等における本市のランドデザインについて建設局長に、それぞれ伺ってまいります。よろしくお願いいたします。

初めに、一般会計歳入の1款市税に関連して、CSRの考え方による入札制度について伺います。平成16年度決算において、市税の収入済額は2,547億5,921万542円で、予算現額に対し26億2,384万542円の増であります。15年度決算に引き続き、16年度も主に法人分の企業収益の増加による増額であります。景気が上向きとはいえ、まだまだ厳しい状況の中で、市内法人の頑張りが市税を支える大きな柱の一つであることは明らかであります。税金として還元していただくには、正当な利益を上げていただかなければなりません。その方法の一つがCSR、すなわち企業の社会的責任という考え方による入札制度であります。

私は、昨年の決算審査特別委員会において、CSRの考え方に基づく政策入札を取り上げ、入札制度に主観点数を取り入れるべきと申し上げました。以来、入札条件に企業等の社会貢献のポイントを加味し、貢献度の高い企業等がより優先される、簡単に申し上げますと、真っ当な人が真っ当に評価され、利益も得られるという社会の仕組みづくりを、行政が積極的に先導すべきであると申し上げてまいりました。この考え方に基づき、このほど本市の入札制度において、企業の社会貢献度を主観点数に加味することになったことは高く評価をいたします。また、初めの一步として、今後大いに期待するところであります。そこで伺いますが、今回実施する目的及び主観点数に加味する項目、さらに、実施の期日について、財政局長に伺います。

◎中田弘義 財政局長 主観評価項目制度についての御質問でございますが、初めに、制度の目的についてでございますが、本市の工事請負の入札参加資格を有している企業を対象といたしまして、市が独自に社会的貢献等の評価項目を定め、企業評価を行うものでございまして、主観評価を入札参加条件として利用することにより、企業における社会的貢献への意欲を高めることを目的とするものでございます。

次に、主観評価項目についてでございますが、障害者の雇用状況、災害時における協力体制、建設業労働災害防止協会への加入状況、ISOの認証取得、優良建設業者表彰の受賞の有無及び工事成績の項目を設定しているほか、指名停止措置を受けた場合には、マイナス評価をいたします。

次に、実施期日についてでございますが、この11月1日から主観評価項目の登録申請の受け付けを始めまして、各企業の主観評価項目を収集し、今年度中に数件の試行実施を予定しております。また、試行実施の結果及び主観評価項目の登録状況を見まして、来年度以降の本格実施の検討を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

◆吉沢章子 委員 11月1日、あしたから登録申請の受け付けが始まるとのことです。目的は、企業における社会的貢献の意欲を高めることにあります。その意欲をそがないような仕組みづくりが大切であります。また、私も以前から申し上げてまいりましたが、災害時における協力体制という項目がポイントに加算されるということは、市内事業者の多くが望んでいたことであり、こうした優遇が、税金を納める法人を減らさないためにも、

そして、災害に強いまちを構築する上にも重要であると考えます。本格実施に向け、さらなる検討を進めていただきたいと思います。

また、今回の実施を踏まえ、一步進んで政策入札等も取り入れていくべきと考えますが、財政局長の見解を伺います。

◎中田弘義 財政局長 CSRについての御質問でございますが、企業の社会的責任、いわゆるCSRを考慮した制度といたしましては、CSRを総合評価競争入札における落札者決定基準の評価項目とする政策入札について、関係局と検討しているところでございます。なお、CSRには、多様な事項が含まれますことから、総合評価競争入札における評価項目とする場合には、具体的な評価事項や適正な評価基準を定めることなどについて、さらなる検討が必要と考えているところでございます。以上でございます。

◆吉沢章子 委員 関係局と検討中とのことであります。本市として独自のあり方を含め、鋭意協議していただきますことを要望いたします。

また、関係局としてCSRの所管局、総合企画局長に要望いたします。財政局がCSRの第一歩を踏み出しています。政策入札等、両局間でアイデアを出し合い、こちらも鋭意協議をしていただきますよう要望いたします。また、今年度予算においてCSRの調査研究費が計上されましたことは、私は高く評価をいたしております。本来ならば、その成果について、今回同時に質問をするところでございますが、諸事情を考慮させていただきまして、今回は伺いません。次回を楽しみにしております。12月にきっちり質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

次の質問に移らせていただきます。次に、稲田登戸病院について伺います。川崎市病院事業会計に関連して、稲田登戸病院について伺います。平成16年度決算ベースで363億円余の工事費を投入している多摩病院の開院が、大いに期待されるところであります。しかしながら、それと同時に、地域医療の基幹病院としてあった稲田登戸病院の閉院が、長年通いなれた皆さんや地域の方々にとって不安の種となっております。議会においても、現在まで党派を超えてさまざまな質問がなされ、北部医療圏、特に多摩区、麻生区にとって非常に大きな問題であることは周知の事実であります。さて、最近、私は国家公務員共済組合が梶ヶ谷の虎の門病院分院に130床の病床を移すと仄聞をいたしました。その事実関係について、健康福祉局長に伺います。

◎井野久明 健康福祉局長 稲田登戸病院閉院後の病床の取り扱いについての御質問でございますが、国家公務員共済組合連合会虎の門病院分院の増床につきましては、稲田登戸病院の入院患者の受け入れや産科、小児科救急等を行うために必要な病床の移設数も含め、現在、開設者である連合会内部で調整、検討を進めていると伺っております。以上でございます。

◆吉沢章子 委員 稲田登戸病院の入院患者の受け入れを含めた形で検討されているとのことであります。地域の基幹病院としての責任を果たしていただける検討内容であると考えます。閉院が来年3月でありますので、国家公務員共済組合としてもそろそろ結論を出

される時期であると想定いたしますと、この情報は確率の高いものと考えられます。仮に130床を虎の門病院分院の増床に充てるとした場合、334床から130床マイナスで残りが204床、それに本年4月、北部地域の病床数の算定により不足分が明らかになった31床をプラスして235床のベッド数が、多摩・麻生地域に残る可能性があるわけです。多摩区、麻生区の町会連合会を初め多くの市民の希望である、この貴重な北部地域の不足病床について、市としてはどのようなスタンスで臨むのか、見解を健康福祉局長に伺います。

◎井野久明 健康福祉局長 北部地域の不足病床についての御質問でございますが、川崎北部保健医療圏の不足病床につきましては、庁内に設置された川崎北部保健医療問題庁内検討会で、病床の取り扱いや、どのような機能の病院が必要か等を検討しているところでございます。あわせて、地元の御意見をお聞きしながら、最終的に川崎市地域医療審議会に諮問し、川崎市としての考え方をまとめ、神奈川県医療審議会に意見要望を伝え、小田急線沿線の川崎北部地区に、市民意見を反映した病院を整備できるよう努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆吉沢章子 委員 国の規制緩和とともに、さまざまなタイプの医療法人が病院事業に参入している昨今、さまざまな憶測や情報が飛び交う状況下であると推察をいたします。本市としては、北部地域に必要な医療施設とはどういうものなのか、御答弁のように、庁内の検討会及び地元、そして地域医療審議会と一体となった川崎市としての方向をしっかりと県に示すことが、今大変重要であると考えます。その上で、川崎市の管理下において、オープンで公正な選考がなされることを強く望みます。多摩病院とも連携のとれる、地域に根差した医療機関が小田急線沿線の北部地域に確保されますよう、その実現に向けて、可能な限りあらゆる努力をしていただきますよう、健康福祉局長に強く要望いたします。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。次に、歳出の7款建設費3項1目街路事業費に関連して、水害対策における本市のランドデザインについて伺います。現在、地球温暖化に伴い、さまざまな環境変化が起こっています。本市においても、毎年、想定範囲を超える雨が降り、例えば、ことし9月4日の集中豪雨においては、多摩区内だけでも床上浸水9件、床下浸水8件の被害が出ております。都市部において、水害対策はまさに喫緊の課題であります。先週、10月28日に気象庁が発表した異常気象のレポートでは、100年後には100ミリ以上の雨が降る確率は現在の2倍になるとの報告もあり、大雨はもはや、想定範囲内になってきております。水害対策を主にハード面から考えるという切り口から、質問をいたします。

建設局長に伺います。平成16年度決算の街路事業費に、多摩区多摩消防署前の鹿島田菅線の整備費が含まれています。既に道路工事は完成しておりますが、大雨に伴う冠水が著しく、近所からの苦情、警察からもクレームが来ておりました。平成16年度決算に計上したこの区間の工事の金額について伺います。また、どのように対応するのか伺います。

◎土田勲 建設局長 多摩区内の都市計画道路鹿島田菅線の整備についての御質問でございますが、初めに、多摩消防署前の区間における工事費でございますが、平成16年度決算額で約1,141万円でございます。

次に、今後の対応についてでございますが、当該箇所は地形的条件から道路が低く、雨水が集中しやすいことから、先日の集中豪雨では道路冠水が発生いたしました。このため応急対策といたしまして、一部道路の側溝ふたを雨水のとりやすいグレーチングふたに取りかえるとともに、横断側溝の新設工事を実施し、今月完成したところでございます。さらに、大雨時には道路冠水を軽減するためのポンプ排水を必要に応じて実施するなど、今後とも冠水対策について努力してまいります。以上でございます。

◆吉沢章子 委員 以前にお話をさせていただいておりましたので、工事は終わっているとのことではありますが、この場所は以前から冠水する箇所であり、しかも消防署の目の前で、緊急車両が出入りする道路であります。万が一、緊急車両が冠水により出動できないなどということになったら大変な事態になるわけですから、緊急工事として行っていただいたことはよかったですけれども、本来ならば、以前から冠水しているのですから、当初工事において当然なすべきことであつたはずで、余分な費用がかかったことについて指摘せざるを得ません。計画時における十分な現場の状況把握と下水道事業とのさらなる連携が必要であると、指摘をさせていただきます。

さて、現在まで、街路・道路整備を計画する際、河川を暗渠にしたり、歩道確保のため用水路にふたをするなど行われてきました。そのためのみとは申しませんが、実際に雨の行き場がなくなっています。冠水を招き、新たにグレーチングを暗渠上に取りつけるなどした箇所もあります。雨水対策は、区分的には下水道事業の仕事であり、現在まで市域を50ミリ対応で網羅されているのは承知しておりますが、先ほどの例にもありますように、道路行政においても、水害対策を当初から視野に入れた取り組みが必要不可欠と考えます。今後工夫すべき点を含めて、建設局長に見解を伺います。また、現在行っている水害対策などがあればお示しください。

◎土田勲 建設局長 水害対策についての御質問でございますが、現在、局地的な水害対策といたしまして、道路上の雨水がとりやすいグレーチングによるふたかけや雨水升を増設することにより、雨水の排除を促進する対策を進めております。また、長期的な対策といたしましては、既存の歩道を維持補修する場合、可能な限り透水性舗装を採用するとともに、道路を新設する場合にも歩道部に透水性舗装を採用し、雨水の流出抑制に努めているところでございます。引き続きこれらの対策を積極的に進めるとともに、道路に関する新たな技術の動向についても注視してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆吉沢章子 委員 道路を敷設するという行為は、地表面を無機質な物質で覆うことになるわけですから、本来、地表に戻るべき水の行き場を確保してあげなければならないわけです。その責任をさらに自覚していただきたいと思えます。特に向ヶ丘遊園菅生線のような坂道を計画する際は、豪雨時に下流となる範囲への影響を当初から想定し、雨水への配慮をしなければならないと指摘をさせていただきます。コストはやや高くても、透水性舗装を推進し、また、現場をよく検討してグレーチング等による水抜き計画をし、環境に配慮した新技術の動向にもしっかりと注視をしていただきますよう、要望させていただきます。

さて、視点を変えた、水の行き場を確保するという意味で、例えば多摩区内では農業用水路がありますが、大雨時、用水路下流の堰の管理によっては冠水を免れる場合があります。役所の担当者が間に合わない例は多々あり、それをだれがどう管理するか工夫が必要ですが、建設局長に見解を伺います。

◎土田勲 建設局長 大雨時の用水路の管理についての御質問でございますが、多摩区内には、二ヶ領用水から取水する農業用水が数多くございまして、その用水路の日常的な管理につきましては、地元の生産組合の方々が実施しているところでございます。また、堰の上げ下げなど、大雨時における水量調整につきましても、生産組合の方々に取り組んでいただいているところでございます。本市といたしましては、堰を管理しやすいよう改良するとともに、生産組合の協力のもと、大雨時にはパトロールを強化し、堰の点検を行うなど、今後とも用水路の適切な管理に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆吉沢章子 委員 堰の構造を改善し管理しやすくするということは、いざという時のためにも有効であります。また、現在、非常時の堰を管理する権限は、生産組合の方と建設センターが持っているということですが、今後は自主防災組織等、範囲を広げて、より機動的で実情に即したあり方になるよう、さらに話し合いを進めていただきますよう要望いたします。よろしく願いをいたします。

最後に、技術系の担当副市長であり、環境施策においては緑化を御担当される鈴木副市長に御要望申し上げます。今、道路行政にかかわる水害対策及び利水の面での工夫が示されました。しかしながら、水害対策はそれのみではありません。災害に強いまちを構築するためには、都市環境そのものをデザインし直す必要があります。かといって、治水事業において50ミリ対応の雨水対策をすべて70ミリに変えろなどと、本市最大の借金を抱える下水道事業会計に、さらなる借金を上乘せするような乱暴は申しません。であれば、今できる工夫を考え、実行すべきであると考えます。

例えば、環境行政において行っている緑地の確保は、保水効果を向上させます。地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の抑止等にもつながりますが、環境施策は災害防止策と表裏一体であります。また、建築物を建築するという行為も、地表面を無機質な物質で覆うことの責任において、道路と同じことが言えるわけであります。私が以前から申し上げております建築物の緑化も、地表を有機物質に戻すことに当然一役買うこととなります。持続可能で災害に強いまちをハード面から総合的に考えることが、今、必要不可欠であると考えます。

今回、本市としてのハード面における都市のランドデザインはありませんかと伺いましたら、どこの局にもお答えはいただけませんでした。つまり、ないということでありませぬ。本来ならば、市長の政策判断であり、市長に伺うのが筋でございますが、残念ながらいらっしやいませぬので、鈴木副市長に申し上げます。ぜひ早急に御検討いただき、本市としてのランドデザインを明確に打ち出すとともに、各局の現状の取り組みを把握し、フィードバックしながら進めていただきますよう、強く要望を申し上げます。このようなことを実現していくことこそ、持続可能な社会の構築に寄与する行政のCSR――社会的

責任であると申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。